

政治的活動に関する規定

平成 28 年 2 月 24 日制定

公職選挙法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 43 号）により、18 歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなった。このような法改正は未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は政治的中立性を確保することが求められていること②高等学校等は学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であることなどから、生徒による政治的活動等は無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものとされる。よって、本校では以下の規定を設ける。

1. 教育活動（授業や、生徒会活動、部活動等の授業以外の活動等を含む）の場を利用して行う選挙運動や政治的活動等を行うことは禁止する。
2. 放課後や休日等における構内での選挙運動や政治的活動等を行うことは禁止する。
3. 放課後や休日等における構外での選挙運動や政治的活動等は、学業や生活等に支障が無い範囲において、家庭の理解の下、生徒が判断し行うこと。ただし、違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的な活動になるおそれの高いものは禁止する。
4. 選挙運動及び政治的活動等に関する校内放送、印刷物の掲示や配布、集会その他のグループ活動は禁止する。
5. インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、公職選挙法に十分注意し行うこと。

※「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得、または得させるために必要な行為をすることを指す。

※「政治的活動」とは、特定の政治上の主義や施策または特定の政党や政治団体等を支持したり反対したりすることを目的として行われる行為を指す。